

産業政策と国際協調

産業構造審議会 第11回通商・貿易分科会

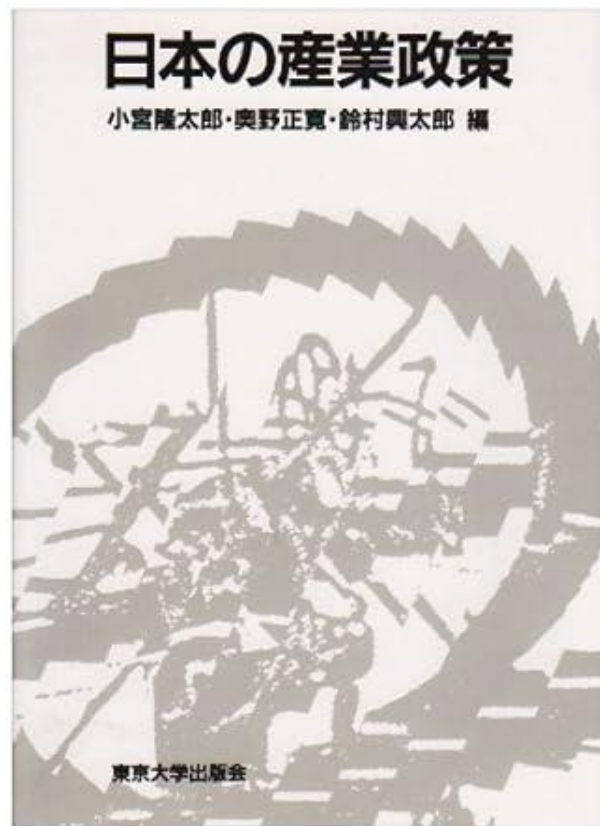
2024年6月21日

渡邊真理子(学習院大学)

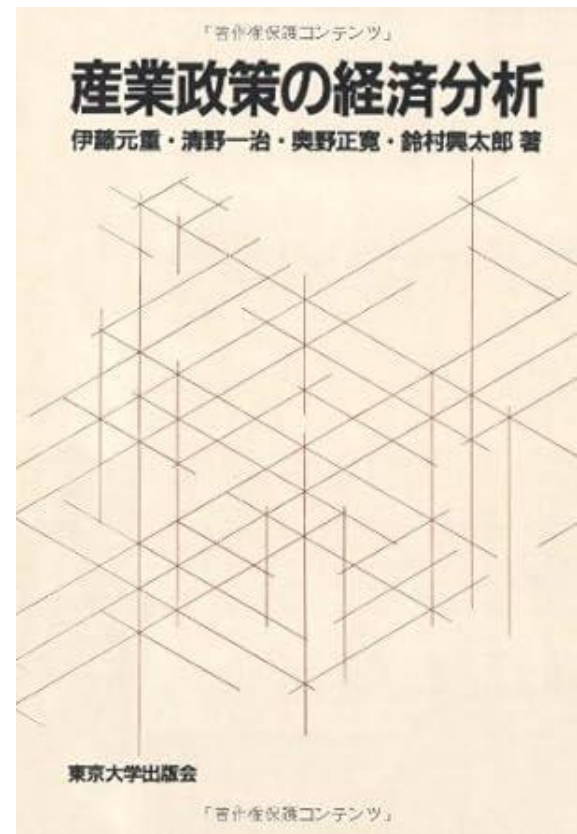
日本の産業政策分析

※英語版の復刊が望ましい

1984年



1988年



『日本の産業政策』

242頁

- “ラーニングや技術開発が重要である産業においては市場の失敗がおこりやすいことを考えれば、これらの産業に対する政府援助や政策的介入は一概に否定できない。
- **問題となるのは、1国だけが極端な政策的介入を行って、すでに確立している他国の産業を押しよける場合、つまり、他国の利益を奪うことによって自国の利益を確保する場合である。**
- **したがって、研究開発やラーニングに対する政策的介入に関する国際的なルールづくりが必要であり、1国だけが有利な産業を独占することがないように国際間の水平分業、あるいは直接投資や産業協力による生産拠点の国際的分散化などについての、国際的な合意の形成が望まれる。”**

『産業政策の経済分析』

310 -311頁

310

第4部 残された問題

討した。興味あることに、戦後自由貿易体制を規定したガットは、これらの必要条件に対して注意深い配慮を払っている。事実、多国間協定や二国間交渉はガットの理念に反するものなのである。われわれがガットに代わる国際的経済取引の枠組みを模索するにしても、包括的な国際協調体制を作るといふガットの理念そのものは決して見失われてはなるまい。

ところで、「ガットに代わる国際的経済取引の枠組みを模索する」という表現は、自由貿易ではなく管理貿易こそわれわれが抱くイメージであるかの印象を読者に与えるかもしれない。事実われわれは、本書でしばしば様々な市場の失敗のために自由貿易の最適性には限界があることを述べてきた。にもかかわらず、経済活動における「自由」の重要性に対してわれわれは強い信念を抱くものである。この点を改めて強調し、自由の意義に関わる理解を確立することによって本書を締め括ることにしたい。

問題の焦点は「自由」の意味にある。数量割当も関税も非関税障壁もない「自由」貿易という意味での自由は、Berlin [1969] のいわゆる「消極的自由」(negative freedom) に他ならない⁴⁾。(政府ないし慣習あるいは外国など)外部からの強制や禁圧を受けることなく、個人の私事あるいは国の主権に属する事柄について自己決定できるとき、ひとは(消極的)自由をもつという。ガットはまさしくこの意味で「自由」な貿易体制の確立をめざす制度であった。問題は、この意味における自由を追求した結果として、ある国の政策が他国に対して無視できない影響を及ぼし、その結果、各国に平等な自由を保障しえなくなるという自己矛盾である。われわれがガット体制に代わるシステムを模索せざるを得ない理由は、まさしく自由のこの自己否定的性格にある。

これに対して、自由にはもう一つの意味——Berlin が「積極的自由」(positive freedom) と呼んだ意味——がある。すなわち、他人の決定に従わされることがなく、また他人による自己決定への干渉がないのみならず、自ら行動の方針を定めて実行する権利と能力が社会的に保障されているとき、ひと

4) Berlin [1969].

第22章 経済の国際化と産業政策

311

は(積極的)自由をもつというのである。明らかに、この意味での自由が保障されるための一つの前提条件は、すべての経済主体にすべての経済機会に対するアクセスが平等に開かれていることである。この(積極的)自由の前提条件こそ、実は日本の経済社会においてしばしば目だって欠如しているものに他ならない。事前に決められた業者にしか入札の権利を与えない指名入札制度、航空路を開設できるか否かさえ管轄省庁の許可を必要とする航空行政、安価で美味でありながら輸入が認められない外国産の米などは、目につきやすい数例にすぎない。また、公共組織の内部においてすら先任者の既得権益が当然のことと考えられる思考の風土は、日本において機会の平等が必ずしも保障されていない実状を象徴的に示している。まして外国から参入しようとする企業が、不透明で複雑な企業慣行や行政措置によって敏速な経済活動の機会を失ったり、新規参入を妨げられたりすることへの批判は、決して根拠のない不満だとばかりはいえないのである。どの国の企業であれ、明文化されたルールの枠内でフェアに行動する限り、すべて同一の権利を保障されるという意味で「自由」な市場体制を国の内外を問わず形成すること——これがわれわれが模索している市場システムなのである。それはガット体制が自由貿易体制であるという意味では「自由」ではないかもしれないが、各国の経済主体がその潜在的可能性をフェアに追求する機会を平等に保障されているという意味においては、明白に「自由」な経済システムなのである。